

会 議 錄

会議の名称	平成 29 年度第 10 回西東京市選挙管理委員会
開 催 日 時	平成 29 年 9 月 30 日（土）午前 9 時 30 分から午前 10 時 35 分まで
開 催 場 所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出 席 者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長
議 題	議案第 26 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 27 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について 議案第 28 号 第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計 画について そ の 他
会 議 資 料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

本日は、お忙しいところ、また急な召集となりましたが、御参集いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 10 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は 3 件及びその他でございます。

始めに、議案第 26 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

なお、開催通知で御案内させていただいた、在外選挙人名簿へ新規登録については、昨日までの間に要件を満たす該当者がおりませんでしたので、本日の議題にはありません。御了承ください。

恐れ入ります。1 ページをお開きください。

議案第 26 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、2 ページに記載の男性 3 人、女性 1 人の計 4 人が、登録抹消の

要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 102 人、女性 115 人、計 217 人となります。

以上で、議案第 26 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 27 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特ないようですので、議案第 26 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 27 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 3 ページをお開きください。

議案第 27 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を御説明いたします。

本案は、『西東京市選挙執行規程（平成 13 年西東京市選挙官吏委員会告示第 5 号）』の一部を改正するものでございます。

公職選挙法の改正に伴い、西東京市選挙執行規程の同法を準用する部分について文言訂正を行うものでございます。

別にお配りしております、西東京市選挙執行規程改正案の改め文及び新旧対照表を御覧ください。A4 ヨコの新旧対照表で御説明いたします。右側が現行のもの、左側が改正案でございます。

具体的な改正の内容は、公職選挙法の改正に伴い、西東京市選挙執行規程の条文の番号について訂正を行うもので、第 34 条の表中、期日前投票所について、右側に記載の「法第 48 条の 2 第 2 項の規定により」を、左側に記載の「法第 48 条の 2 第 5 項の規定により」とするものでございます。

併せて、他の条文中の誤字、誤記、句点の脱字等がありましたので、文言の修正を行うものでございます。詳細につきましては、後ほど改め文及び新旧対照表を御確認ください。御承認いただけましたら本日付で告示をし、公布、施行いたします。

以上で、議案第 27 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、議案第 28 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』は、この案のとおり決定いたします。
次に、議案第 28 号『第 48 回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、議案の説明をさせていただきます。
資料の 4 ページをお開きください。
議案第 28 号『第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』を御説明いたします。
別冊のみず色の表紙の資料『平成 29 年 10 月 22 日執行第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）』を御覧ください。その内容について第 1 選挙期日の公示・告示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。
昨年から今年の夏までに、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の改正及び施行があり、今回初めての対応となる選挙となります。
大きく異なるのは、まず、平成 29 年 7 月 16 日に施行された改正公職選挙法により、衆議院小選挙区の区割りが変更となり、西東京市を含む東京都第 19 区について、国立市が東京都第 21 区に異動となり、西東京市、小平市、国分寺市の 3 市で構成されることになりました。
次に平成 29 年 1 月 1 日に施行された改正最高裁判所裁判官国民審査法により、最高裁判官の期日前投票が、従前は審査日の 7 日前からでしたが、衆議院選挙の公示日の翌日からとなり、衆議院選挙との期日前投票の開始日のズレがなくなったものです。ただし、直前に最高裁判官の任官があった場合等は、従前どおり 7 日前からとなりますので御承知おきください。
また、いわゆる「増 10 減」により、衆議院の定数は全体で 10 人減少して初めての選挙となります。小選挙区及び比例代表の東京都ブロックの定数に変更はないため、西東京市の有権者にとって定数の影響はありません。
それでは、2 ページをお開きください。
第 1『選挙期日の公示・告示及び選挙期日』ですが、平成 29 年 10 月 10 日に公示・告示、同月 22 日執行することと先日 9 月 28 日に解散後の臨時閣議にて決定されております。
第 2『選出する小選挙区選出議員・比例代表選出議員の定数及び審査に付される最高裁判官の数』ですが、小選挙区選出議員は、西東京市を含む東京都第 19 区で 1 人、比例代表選出議員は東京都ブロックで 17 人、審査に付される裁判官の数は 7 人の予定です。
第 3『執行要領』ですが、選挙の名称は、東京都に準じて「衆議院議員選挙」及び「最高裁判所裁判官国民審査」としております。また「衆議院議員選挙」を選出別に呼称する場合は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙といたします。
東京都第 19 区で、選挙長を分担することになっており、従前から市制施行順に輪番制で

分担しており、今回西東京市が選挙長となります。選挙長は、曾根原良仁委員長、恐れ入ります。一枚おめくりいただき、3ページをお開きください。選挙長職務代理者は、上原敏彦委員長職務代理者にお願いいたします。

立候補届出関係につきましては、東京都第19区の選挙長である西東京市が担当いたします。委員長には、立候補受付時に選挙長として執務をお願いいたします。

選挙人名簿の関係ですが、登録の基準日は、平成29年10月9日(月)、名簿の縦覧は、公職選挙法の改正により廃止となっており、確認を目的とする場合に、公示日のみ閲覧が可能となっております。

4ページをお開きください。

登録要件といたしましては、年齢要件が、平成11年10月23日以前の出生者、住所要件が、平成29年7月9日までに転入届出をし、引き続き西東京市に住所を有する者又は平成29年6月10日以降に転出した者であって、転出前に西東京市に3か月以上住民票があつた者(表示登録)となります。いずれも日本国民となります。

登録の移し替えを行わない期間については平成29年9月28日から同年10月22日の予定でございます。

また、今回は国政選挙となりますので、在外選挙人名簿登録者の投票もございます。在外選挙人の名簿関係は記載のとおりとなりますので、後ほど御確認ください。

ポスター掲示場設置の関係ですが、設置数は229か所です。面数は、3段4列12面とし、その他、色等については、東京都の仕様に従うこととします。

なお、市民の方の御要望等により、都議会議員選挙から設置場所について見直した場所がございます。

5ページをお開きください。

選挙公報でございます。4番の配布方法ですが、東京都選挙管理委員会より納入され次第、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、法律上は10月20までに各戸配布することが定められておりますが、速やかに各戸配布し完了できるよう依頼いたします。また東京都選挙管理委員会のホームページに掲載を予定されていますので、掲載されましたら西東京市のホームページにもリンクを張る予定です。

なお、比例代表の選挙公報の原稿提出締切日が公示の2日後までのため、そこから印刷となりますので、納品及び配布に日数がかかると思いますので御了承ください。

6ページをお願いいたします。

衆議院小選挙区選出議員選挙については、立候補届出受付終了後、西東京市内の投票所における氏名等掲示について、掲載順序を決定するくじを行いますので、10月10日(火)の午後5時30分から西東京市選挙管理委員会を開催し、氏名等掲示掲載順序の決定をお願いいたします。

投票所入場整理券は急な選挙ではございますが、公示日から発送できるよう印刷スケジュールを含め調整中でございます。

不在者投票用紙等は、平成29年10月9日(公示日の前日)から発送を開始いたします。在外選挙人名簿登録者の請求に対しては、解散の日から開始できることとなっておりますが現在のところ請求はございません。

投票の関係ですが、平成29年10月22日(日)午前7時から午後8時まで、市内29の投票所において行います。

公職選挙法の改正に伴い創設された共通投票所については、いまだ課題も多く、研究中と考えておりますので、今回も開設しないことといたしたいと思いますがよろしいでしょう

か。

○ 各委員

それでよい。

○ 事務局

平成 28 年度、従前投票所であった泉小学校の閉校に伴い、住吉会館ルピナスに投票所を変更いたしました。全選挙種別が終わるまでは新旧の両施設に案内人を置くこととしており、今回も案内人をおき、市民の方に丁寧に接したいと思います。

各投票所には投票管理者及び同職務代理者をそれぞれ 1 名ずつ、投票立会人を 3 名ずつ配置いたします。投票管理者等の選任については、後日、議案として委員会にお諮りすることになります。

期日前投票につきましては、平成 29 年 10 月 11 日（水）から同月 21 日（土）までの 11 日間です。

恐れ入ります。7 ページをお開きください。

先ほど御説明いたしましたとおり、法改正により最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票も 10 月 11 日（水）からで、今回から衆議院議員選挙とのズレは原則なくなります。

時間は、土曜日日曜日を含めた期間中の毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、保谷庁舎別棟会議室 B・C 及び田無庁舎 2 階 202・203 会議室において行います。

この 2 か所以外の開設と時間延長については、いまだ課題も多く、研究中と考えておりますし、急な選挙ということもあります、今回もしないことといったいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○ 各委員

それでよい。

○ 事務局

投票の順序は、まず衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付し、その投票終了後に衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を交付することとします。

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、今まで実施していましたが、投票所の段差解消やコミュニケーションボードの活用などで、誰でもが投票しやすい環境に配慮したいと思います。また、手の不自由な方等のため、文鎮に加え、前回から導入しているスペラナイトという投票用紙のズレを防止する下敷きのような物を今回も期日前投票所を含めた各投票所に用意いたします。

次に開票関係でございます。

開票につきましては、即日開票で、10 月 22 日（日）午後 9 時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

開票管理者は、曾根原良仁委員長、開票管理者職務代理者は、上原敏彦委員長職務代理者にお願いいたします。疑問票等の処理について、必要により選挙立会人の意見を受けつつ、開票管理者に最終的に有効無効を御決定いただきますので、委員の皆様も、どうぞよろしくお願いいいたします。

8 ページをお願いいたします。

開票立会人は、平成 29 年 10 月 19 日（木）の午後 5 時まで選挙管理委員会事務局で受け付けます。立会人が 10 人を超えた場合のくじを含め、平成 29 年 10 月 19 日（木）に開催する選挙管理委員会において、小選挙区選出、比例代表選出それぞれの開票立会人を決定いただくことになります。最高裁判所裁判官国民審査の開票立会人は衆議院小選挙区選出の立会人が兼任することとなっております。また、開票立会人の説明会を選挙期日当日の午後 2 時から、西東京市スポーツセンター 1 階会議室において開催いたします。

西東京市選挙人名簿に登録されている者は開票を参観することができることとなっておりますが、昨年から、東京都全域で開票所の参観人には受付表の記載をさせるなどのチェックなどを行うこととなっており、開票所の秩序維持に努めたいと考えております。参観人の撮影等は、動画・静止画を含めて禁止いたしたいと思います。

撮影については、前回の都議選までは報道機関も含めて、動画・静止画に関わらず、一切禁止とさせていただいておりましたが、報道機関から毎回強い要望が出ております。今回はいかがいたしましょうか。撮影等のできる場所や時間を定めて、限定的に許可するということでおいかがでしょうか。

○ 各委員

それでよい。

○ 事務局

東京都第 19 区が 3 市で構成されているため、開票とは別に選挙会を開催し、そこで当選人を確定する必要がございます。

東京都第 19 区は選挙長市である西東京市で担当いたします。比例代表の選挙分会は東京都で開催いたします。小平市、国分寺市の開票録を投票日翌日の 10 月 23 日午前中までに持参していただく予定です。比例代表の開票録は、選挙分会の開始までに東京都に持参する必要があります。

選挙立会人は、平成 29 年 10 月 19 日（木）の午後 5 時まで選挙管理委員会事務局で受け付けます。

9 ページをお願いいたします。

開票立会人と同様に、選挙立会人が 10 人を超えた場合のくじを含め、平成 29 年 10 月 19 日（木）に開催する選挙管理委員会において、選挙立会人を決定いただくことになります。

第 4 『啓発活動』でございますが、目標及び実施方針と具体的な内容について記載してございます。後ほど御参考願います。

10 ページをお願いいたします。

第 5 『選挙速報』でございますが、投票速報は、小選挙区については午前 8 時から 1 時間ごとに午後 7 時まで、比例代表は正午及び午後 3 時、国民審査は確定時に発表いたします。午後 8 時の確定投票状況は、数値が確定次第発表することとします。

11 ページをお開きください。

開票速報でございますが、小選挙区は開票開始の午後 9 時 30 分から 30 分ごとに、比例代表は午後 10 時 20 分から 1 時間ごとに、それぞれ 500 票単位で発表いたします。国民審査は確定のみの発表とします。

なお、開票事務については、「正確に早く」を目標としております。開票終了時間については、西東京市においても課題として認識しておりますが、引き続き「正確に早く」を目標

とし、その達成に努力してまいります。前回は午前1時30分に開票所を閉鎖しておりますので、そこを一つの目安に考えております。

第6『選挙の規模及び主要事務日程』をまとめました。12ページからの事務日程を含め、後ほど御確認いただければと存じます。

最後の16ページに、主要事務日程の中から、委員の皆さまに執務等していただく関係の日程を抜き出して一覧にした表をお付けしてございます。急な選挙となり、本当に多忙なひと月で申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願ひいたします。

なお、この表に記載の委員会等の日程につきましては、開催通知を省略させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第29号『第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の7ページをお開きください。

議案第24号『裁判員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。

本案は、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に基づき、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』第21条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者として、管轄する地方裁判所からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した裁判員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者として171人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選定システムをインストールしたパソコンにより実行することといたします。本日選定する裁判員候補者予定者は、平成29年9月1日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定期登録）のデータを基にしております。

なお、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、選挙人名簿に登録されていますので、18歳以上の方が裁判員候補者予定者に選定される可能性があります。ただし、公職選挙法の一部を改正する法律附則第10条により、当分の間地方裁判所は、候補者名簿を調整した際に翌年1月1日時点で20歳未満の者は削除しなければならないことが定められており、したがって、実際の裁判員は20歳以上でないと選任されませんので申し添えます。

御承認をいただけましたら、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第24号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特ないようですので、議案第 28 号『第 48 回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

まず議会の御報告です。

9月1日から9月29日まで、平成29年西東京市第3回定例会が開催されました。

選挙管理委員会に対しては、一般質問でお一人の議員から期日前投票についていくつか御質問をいただき、今後も、市民の大切な参政権行使のため、期日前投票を含め、投票環境の整備に努めてまいりたいと考えている等を御答弁いたしました。

21日からは平成28年度の決算特別委員会がありました。

決算委員会ではお二人の委員から質問がありました。

お一人からは、市の北側の地域に期日前投票所を作つて欲しいという内容で何点か御質問があり、一般質問でお答えした内容で御答弁いたしました。

もうお一人からは期日前投票の利用がだいたいいつも投票総数の2割くらいあることの要因をどう考えているかと、投票率向上についてどのようなことをしたかという質問があり、期日前投票については、市民の皆様が参政権行使する中で2割の方が期日前投票を利用されていること、投票率の向上については、未来の有権者について模擬投票や選挙啓発講座を積極的に働きかけていること、選挙時には学生アルバイトの採用や映像を庁内のモニターやインターネットサイトに投稿し啓発していることを答弁いたしました。再質問で解散した場合の対応を聞かれましたので、関係する部署と協議連携を図っている旨を答弁いたしました。

また、報道されている22日について、対応はどうなっているかという御質問があり、同日実施される総合防災訓練も含めて、全て無事故で実施できるよう、関連各部署と連携・協議を進めておりますと御答弁いたしました。

決算委員会で、平成28年度の決算は承認されました。

衆議院議員選挙執行にあたり補正予算を上程し、29日の最終日の本会議にて御承認をいただきました。

およそ6千3百万円の予算を計上しています。全体としては、予算の精査を行い、前回の衆議院議員選挙よりは削減いたしました。

本会議では、お2人の議員から質問がありました。

急な選挙であることの対応といった御質問があり、関連各部署と連携・協議を進めておりますと御答弁いたしました。

また、予算についての御質問をいただき、国の選挙のため、都から交付金があり、前回、前々回については執行額の100%を交付されていると御答弁いたしました。

続いて日程等についてです。

次の委員会の開催は、先ほどの執行計画に記載のとおり、10月9日（月）となります。内容は、衆議院議員選挙の選挙人名簿の選挙時登録等です。祝日で大変申し訳ありませんが

よろしくお願ひいたします。お時間はいかがいたしましょうか。

○ 各委員

午前 10 時からとしたい。

○ 事務局

それでは次回の委員会は 10 月 9 日の午前 10 時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 29 年度第 10 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 10 時 35 分 終了

以上

平成 29 年度第 10 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 29 年 9 月 30 日 (土)
午前 9 時 30 分から
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟
選挙管理委員会打合せ室

議案第 26 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第 27 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について

議案第 28 号 第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画について

そ の 他

議案第 26 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 30 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良仁

平成 29 年 9 月 1 日 在外選挙人名簿から抹消される者（5 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別	備 考
東京都西東京			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 22 日住民票作成 (東京都西東京市)
東京都西東京			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 5 月 8 日住民票作成 (東京都西東京市)
東京都西東京			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 5 月 19 日住民票作成 (東京都西東京市)
東京都西東京			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 5 月 26 日住民票作成 (東京都西東京市)

議案第 27 号

西東京市選挙執行規定の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 30 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曽根原 良仁

議案第 28 号

第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）
について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 30 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曽根原 良仁